

みえの食セレクションロゴマーク制作業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

「みえの食セレクション」とは、県内で生産・製造される食品、農林水産物、酒類等の商品から、県が特徴ある優れた商品を選定し、選定品の販路拡大を図ることを目的とした制度です。

みえの食セレクションの制度及び選定品の認知度やブランド力の向上を図るため、選定品のパッケージ、店頭での POP、県の発行物（カタログやチラシ）、イベント、WEB などの様々な機会を活用するロゴマークを制作します。

(県 HP:<https://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/mieselection/>)

2 業務内容

(1) 業務名

みえの食セレクションロゴマーク制作業務

(2) 業務実施期間

契約締結の日から令和6年12月26日(木)まで

(3) 契約上限額

145,200円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(4) 業務仕様書

「みえの食セレクションロゴマーク制作業務仕様書」のとおり

3 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める書類を期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「みえの食セレクションロゴマーク制作業務企画提案コンペ選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において審査のうえ、最優秀受託候補者を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

【提出書類】 各1部

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 上記アの添付書類

【提出期限】

令和6年10月9日（水）15時まで（必着）

【提出場所】

三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班（三重県庁8階）

電話：059-224-2336

メール：syokusan@pref.mie.lg.jp

【提出方法】

上記提出先へ持参、郵便若しくは民間事業者による信書便又は電子メールにより送付してください。

なお、郵便若しくは民間事業者による信書便又は電子メールで提出する場合は、提出期限までに、電話にて「14 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

※参加資格確認結果については、10月22日（火）までに電子メールにて通知いたします。

(2) 企画提案書等の提出

【提出書類】 各8部

ア 見積書（任意様式）

※見積金額は本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。

※見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

※経費は個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるように記載すること。

※押印は省略可能であるが、その場合は担当者の氏名及び連絡先を記入すること。

イ 企画提案書（任意様式）

※A4版で両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは12ポイント以上、10ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。

※企画提案書は、別紙業務委託仕様書の内容をふまえ、下記の項目を参考に可能な限り具体的に提案すること。

- ・ロゴマークのデザイン(2案)
- ・デザインのコンセプトや背景について
- ・デザインの2サイズ(30 mm 角、150 mm 角)の展開例
- ・デザイン業務の実績(ロゴマーク・シンボルマーク制作関連)
- ・業務の実施体制
- ・ロゴマーク制作者のプロフィール、実績等(提案者と制作者が異なる場合)
- ・ロゴマーク制作にかかるスケジュール

ウ 提案事業者の活動概要がわかる資料(組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレットでも可能)

【提出期限】

令和6年10月25日(金)17時15分まで(必着)

【提出場所】

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班(三重県庁8階)

電話:059-224-2336

【提出方法】

上記提出先へ持参又は郵便若しくは民間事業者による信書便による送付に限ります。なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「14 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

(3) 選定のための評価基準

企画提案書に記載された内容をもとに、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

ア 業務の実施体制

自社の強みやノウハウを生かした視点で提案がなされ、業務を確実に実施できる人員・体制となっているか。

イ 業務実績

過去に自治体等における当該業務(ロゴマーク制作)に類似した業務を実施するなど、デザイン制作等の実績が豊富か。

ウ ロゴマークの提案内容(①~③それぞれに比重配点)

①ロゴマークに求める趣旨を理解したコンセプトとなっているか。

②「みえの食セレクション」のイメージ、三重県の特徴がビジュアルで表現されているか。

③食品のパッケージ、印刷物への活用等、様々なシーンで活用しやすいデザインになっているか。

エ 経費の妥当性

参加仕様書及び業務委託仕様書の内容に基づき、積算内容(単価や数量等)が妥当と考えられ、限られた予算内での効果的、効率的な提案をしているか。

(4) 第1次審査(書面審査)の実施

提出された企画提案書等の書面審査を行います。審査の結果は、優良受託候補者(第2次審査対象者)を10者決定した後、令和6年11月初旬に、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

なお、提案者が10者以下の場合は、第1次審査を省略します(その場合、通知も省略します)。

(5) 第2次審査(書面審査)の実施

実施日時:令和6年11月6日(水) ※予定

選定委員会において、提案内容の書面審査、見積価格を勘案のうえ総合的に評価して最優秀提案者を選定します。

※プレゼンテーションは実施しません。

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、第2次審査対象者に対して速やかに通知します。

(6) 不適格事項

ア 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。

イ 提案者が本企画提案コンペに対して2件以上の提案をしたとき。

※ロゴマークの提案は、1事業者あたり2案とする。また、1事業者が3案以上のロゴマークのデザイン案を提出した場合は、2件以上の提案とみなし無効となる。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

オ 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。

カ 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。

キ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

5 質問の提出及び回答

(1) 質問の受付期間 令和6年10月4日(金) 12時まで

(2) 質問の方法

「14 担当部局」に電子メールで提出してください。

送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問の内容

質問は、原則当該業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する質問にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年10月7日(月)17時までに三重県ホームページにて

回答します。電話・メール等での直接回答は行いません。

6 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用(有料))」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

7 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を履行できると三重県知事が判断した企画提案者であつて、三重県会計規則第65条第3号の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。
- (2) 契約条項は、別に示します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 契約書は2通作成し、三重県及び受託者の双方各1通を保有するものとします。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とします。
- (7) 契約は、三重県雇用経済部県産品振興課において行います。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

業務委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

10 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあつて「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとし

す。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 その他

(1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とします。

(2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。

(3) 提出された全ての書類は返却しません。

(4) 提出された全ての書類は、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

(5) 選考経過は公表しません。

(6) 審査結果についての異議申立は受け付けません。

(7) その他必要な事項は、「三重県会計規則」に規定するところによります。

(8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

(9) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとします。

(10) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。

14 担当部局(問い合わせ先)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 田代、田上

電話:059-224-2336/FAX:059-224-3024

e-mail:syokusan@pref.mie.lg.jp